

No.	基本目標	施策	具体的な取組	事業、業務名等	取組内容	主管課	関連する関係機関	これまでの取組における具体的な成果	これまでの取組における具体的な問題点・課題	今後の方向性	今後の取り組みについて	備考
1	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策1 男女平等についての啓発の推進	① 男女平等に関する啓発・広報活動の充実	男女共同参画推進事業	広報「太子」や町ホームページ、講演会等の様々な機会を通じて啓発・広報活動を行う。	住民人権課	南河内男女共同参画社会研究会(太子町・河南町・千早赤阪村)	例年11月に講演会令和6年度96名参加	講演会に頼らない啓発が課題である。	現状維持	6月の「男女共同参画推進月間」には庁舎内に特設コーナーを設置し、集中的に啓発を行う。	
2	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進	① 男女平等の推進に向けた教育内容の充実	学校教育全般	各教科指導や様々な行事の中で主体的に学ぶ姿勢を育成する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	男女混合名簿の作成	男女別が当たり前となっていることへの対応	現状維持	引き続き、各教科指導や様々な行事の中で主体的に学ぶ姿勢を育成していく。	
3	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進	② 学校教育の場における男女共同参画の推進	学校教育全般	教職員自身の理解が深まるよう、男女共同参画に関する研修内容を工夫・改善する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	教職員研修の実施	研修講師の選定、費用などの負担	現状維持	引き続き、教職員自身の理解が深まるよう、男女共同参画に関する研修内容を工夫・改善していく。	
4	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進	③ 発達段階に応じた男女平等の学習の推進	保育所運営事業	男女平等の保育環境をつくるとともに、保育関係者に対し男女平等教育を行うための研修や指導の強化を図る。	子育て支援課	保育園、認定こども園	保育士・幼稚園教諭を対象とした研修の参加を促す。	費用の負担	現状維持	子育てへの理解や基本的人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携・協働し、人権教育や相談支援を推進する。	
5	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策2 性の区分にとらわれず、個性を尊重した学校教育の推進	③ 発達段階に応じた男女平等の学習の推進	幼稚園運営事業	男女平等の教育環境をつくるとともに、幼児教育関係者に対し男女平等教育を行うための研修や指導の強化を図る。	教育総務課	幼稚園	男女混合名簿の作成	男女別が当たり前となっていることへの対応	現状維持	引き続き、男女平等の教育環境をつくるとともに、幼児教育関係者に対し男女平等教育を行うための研修や指導の強化を図っていく。	
6	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策3 性の区分にとらわれず、自己実現のできる生涯学習の推進	① 男女共同参画社会の実現のための生涯学習の推進	各事業	各事業において、男女平等・対等の意識を育てる活動や生涯学習講座の充実を図る。	生涯学習課		関連講座の開催	関係各課で取り組むことが課題である。	現状維持	積極的に関連講座を企画する。	
7	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとらわれない子育ての推進		保育機関と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行う。	子育て支援課	保育園、認定こども園	親子を対象とした関連事業の周知	参加者の増加が見込める事業や学習機会の提供	現状維持	子育てへの理解や基本的人権が尊重されるよう人権意識の啓発に努めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携・協働し、人権教育や相談支援を推進する。	
8	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとらわれない子育ての推進	ファーストベビー講座 赤ちゃん会	保健福祉機関と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する子育てに関する学習機会の提供や、意識啓発を行う。	いきいき健康課 保健センター	子育て支援センター	令和6年度ファーストベビー講座15組の対象に対して9組が参加 赤ちゃん会参加者(延べ人数)275人(見込み)	ファーストベビー講座・赤ちゃん会では、平日の教室設定であるため、母親のみの参加である。	現状維持	父親が参加できるように日時や企画を検討していく必要性がある。	
9	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとらわれない子育ての推進		教育機関と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行う。	教育総務課	幼稚園 小学校 中学校	男女混合名簿の作成	男女別が当たり前となっていることへの対応	現状維持	引き続き、教育機関と連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行っていく。	
10	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	① 性別にとらわれない子育ての推進	各事業	図書館、生涯学習センターと連携し、保護者を対象とした、子どもの個性を尊重する態度を身に付けるための学習機会の提供や、意識啓発を行う。	生涯学習課	図書館 生涯学習センター	各事業や公共施設での情報提供や関連講座の開催を行った。		現状維持	積極的に各事業、施設で情報の提供、関連講座の企画を行う。	

11	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	② 親の家庭教育参加の支援・促進	子ども子育て支援事業	親が積極的に子育てに関わるためのプログラムの開発など、子育てに積極的に関わる機運を高めるための学習機会の充実を図る。	子育て支援課	保育園・認定こども園・子育て支援センター・幼稚園	子育て応援プログラム「ふわり」、おひさま広場での講座の実施により、子育てに関する学習機会の提供を行った。	ニーズに応じた魅力のある講座の実施。就労人口の増加に伴う子育て広場利用者数の減少。	現状維持	今後も、子育て家庭のニーズに応じた講座を実施し、子育てに関する学習機会の提供を行っていく。 また、広報等による情報発信・啓発を行う	
12	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策4 性の区分にとらわれず、個性を尊重した家庭教育の推進	② 親の家庭教育参加の支援・促進	プレママ・パパ教室	保健センターにおける両親教室の開催など、子育てに積極的に関わる機運を高めるための学習機会の充実を図る。	いきいき健康課 保健センター		令和6年度参加者(延)は、母親10人、父親10人(見込み)であった。(集団および個別での対応)	1クール2回での実施。1回目は日曜日開催で父母が参加できるように設定している。参加率が高い。2回目は平日開催であり、令和6年度は参加者0人だったため、2回目の教室をなくし、2回目の内容については個別対応する予定である。また、どちらも都合が悪い場合は個別対応している。	現状維持	引き続き、集団での実施と必要に応じて個別対応していく。	
13	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策5 性教育に関する教育・啓発の推進	① ライフステージに応じた性教育の推進	学校教育全般	各学年に応じた内容で性教育を実施する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	各年齢の発達段階に応じた指導ができた	テキストなど、指導するうえで必要な参考書類などの不足	現状維持	引き続き、各学年に応じた内容で性教育を実施していく。	
14	基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	施策5 性教育に関する教育・啓発の推進	② 多様な性について理解を深める教育機会の提供	学校教育全般	保健や総合学習の授業の中で理解を深める授業を実施する。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	授業の中でカリキュラムに位置付けることができた。	テキストなど、指導するうえで必要な参考書類などの不足	現状維持	引き続き、保健や総合学習の授業の中で理解を深める授業を実施していく。	
15	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進	① 男性の家事・育児・介護への参加の促進	子ども子育て支援事業	男性が育児に積極的に参加できるよう、育児について学ぶことのできる機会を提供し、育児への男性の参加を促進する。	子育て支援課	保育園・認定こども園・子育て支援センター・幼稚園	男性の育児参加を促進するための講座を実施し、自主活動が動き始めた。	当事者同士の交流から、自主活動が継続できるよう支援する必要がある。	現状維持	今後も地域関係機関と連携し、育児への男性の参加を促していく。	
16	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進	① 男性の家事・育児・介護への参加の促進	男のたまり場(重層的支援体制整備事業)	男性が家事に積極的に参加できるよう、家事について学ぶことのできる機会を提供し、家事への男性の参加を促進する。	いきいき健康課 地域包括支援センター	保健センター	メンバー数は13人。男性にも家事への参加意識が浸透してきている。	メンバーの高齢化・固定化が進んでいる。	現状維持	引き続き周知啓発を行い、特に前期高齢者にも参加を呼び掛けていく。	
17	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進	① 男性の家事・育児・介護への参加の促進	商工業振興管理事業	男性の積極的な家事や育児、介護の参加促進にあたっては、職場の意識改革を行う必要がある。	観光産業課	富田林商工会太子町支部	パンフレット等の啓発物配架		現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
18	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策1 家庭生活における男女の共同責任の促進	② 住民に向けた育児休業・介護休業制度等の取得促進	男女共同参画推進事業	住民に対して、育児休業・介護休業制度等の普及・啓発を行い、取得を促進する。	住民人権課	子育て支援課 高齢介護課	パンフレット等の啓発物配架		現状維持	6月の「男女共同参画推進月間」には、集中的に啓発を行う。	
19	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進	人権啓発事業	職場における男女平等意識の啓発を行い、雇用の場における男女の均等な取り扱いの推進、女性の能力発揮促進のための支援を行う。	住民人権課	河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野	毎年6月に喜志駅前で関係機関と連携し、街頭啓発を行っている。	街頭啓発しかできていないことが問題点である。	現状維持	6月の「就職差別撤廃月間」等には、関係機関と連携して集中的に啓発を行う。	

20	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進	地域就労支援事業	職場における男女平等意識の啓発を行い、雇用の場における男女の均等な取り扱いの推進、女性の能力発揮促進のための支援を行う。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会 ハローワーク河内長野	・関係機関等と連携した合同就職面接会&説明会の実施。 ・出張就労相談会の実施。 ・職業能力開発事業の一環で医療事務講座の実施。	様々な媒体を活用した啓発を行うことが課題である。	現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
21	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	② ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実	人権啓発事業	企業に対する積極的な啓発・広報活動を行う。また、事業者に対し、職場の相談支援体制の充実を求める。	住民人権課	河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野	・関係機関と連携し、研修等への参加を促している。 ・女性の人権相談員1人養成	積極的な啓発・広報活動を行うことが課題である。 相談員の経験値不足が課題である。	拡大	関係機関と連携し、町内の事業者等に対して積極的な啓発活動を行う。女性の人権相談員を養成する。相談員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。	
22	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	② ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実	商工業振興管理事業	企業に対する積極的な啓発・広報活動を行う。また、事業者に対し、職場の相談支援体制の充実を求める。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会 ハローワーク河内長野	・関係機関等と連携した合同就職面接会&説明会において「職場のお悩み相談」の実施。 ・雇用促進広域連携協議会で労働関連セミナーの実施。	様々な媒体を活用した啓発を行うことが課題である。	現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
23	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	③ 保育園・放課後児童会における保育内容及び保育時間の整備	保育所運営事業 放課後児童会運営事業	就労形態や家族形態の変化・多様化に対応できるよう保育内容の整備に努める。	子育て支援課	保育園、認定こども園 放課後児童会	放課後児童会はH27.4より小6までの受入れを行い、H27.7からは開所時間を延長し、働きやすい環境づくりに努めた。	放課後児童会では、低学年ほど利用希望が高く、高学年のニーズはそれほどないことから、バランスの取れた運営が求められる。	現状維持	放課後児童会指導員の安定的な確保及び子どもに合った適切な運営に取り組んでいく。	
24	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	④ 企業に向けた育児休業・介護休業制度等の取得促進	商工業振興管理事業	育児休業・介護休業制度等に関する情報提供を行うとともに、従業員の取得促進や職場復帰しやすい職場環境づくりに向けた啓発を行う。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会	・雇用促進広域連携協議会で労働関連セミナーの実施。	様々な媒体を活用した啓発を行うことが課題である。	現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
25	基本目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現 【女性活躍推進計画】	施策2 働きやすい環境づくり	⑤ 自営業における家族従業員や、農業に従事する非雇用労働者への啓発	商工業振興管理事業	農業、自営業などに従事する女性労働者の健康面や、労働状態などの実態を把握し、就業環境の整備と育成を住民とともに進める。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会	・雇用促進広域連携協議会で労働関連セミナーの実施。		現状維持	関係機関と連携し、パンフレットの配架などの啓発活動を行う。	
26	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策1 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進	① 男女共同参画を推進するグループへの支援	男女共同参画推進事業	男女共同参画を推進するグループに対しては、各グループの交流促進や情報の提供、活動拠点等の整備・充実を図り、支援を行う。	住民人権課			未実施	実施	まず、男女共同参画を推進するグループを把握する。	
27	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策1 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進	② 地域活動における男女共同参画の推進	各事業、各業務	男女がともに積極的にまちづくりに参加できるよう情報の提供と啓発活動を行う。	全課	全課	議員に対し、パンフレット・チラシ等の配付を実施(議会事務局) 各事業、施設で情報の提供(生涯学習課)	全課で取り組むことが課題である。	拡大	積極的に情報提供と啓発活動を行う。	
28	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策1 社会活動・地域活動への男女共同参画の推進	③ 地域活動における意思決定機関への女性の参加の促進	各事業、各業務	男女が共同して地域社会の活性化に参画していく機運の醸成を図る。	全課	全課	各事業、施設で情報の提供(生涯学習課)	全課で取り組むことが課題である。	拡大	町会・自治会、PTA、商工会等各種団体への女性の参加を促進する。	
29	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策2 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進	① 審議会委員等への女性の参画促進	別表1 各審議会等	地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性の登用を促進する。	別表1 各課	別表1 各課	女性委員の割合25.5%(R7.3月末見込み)	各課で取り組むことが課題である。	拡大	積極的に女性の登用を促進する。	目標値 50%(R11.4.1時点) 第5次総合計画後期40%(R7.4.1時点)

30	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策2 政策・方針決定機関への男女共同参画の推進	② 町政への女性の参画促進	別表2 各委員会、委員	地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性の登用を促進する。	別表2 各課	別表2 各課	女性委員の割合 19.4% (R7.3月末見込み)	各課で取り組むことが課題である。	拡大	積極的に女性の登用を促進する。	
31	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策3 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進	① 男女職員が多様な経験を積むことができる人事配置の推進	人材育成基本方針	人事評価制度と連動させながら人材育成に努める。	秘書政策課		人事評価と連動させながら人材育成に努めている。		現状維持	建設・土木や看護職等、男性または女性の職域とされている部門についても、男女平等意識に基づいて配置できるよう引き続き検討を行う。	
32	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策3 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進	② 町職員の研修機会の拡大	職員研修計画	人権意識に基づく男女平等についての研修参加機会を拡大し、男性職員、女性職員ともに積極的な参加を促す。	秘書政策課	南河内郡町村職員研修協議会(太子町・河南町・千早赤阪村)	毎年11月に開催される講演会に、各課1名以上の参加を促している。また、人権団体主催の研修を積極的に活用している。	講演会に頼らない啓発が課題である。	現状維持	定期的に研修参加機会を設け、積極的な参加を促す。	
33	基本目標3 男女共同参画によるまちづくり 【女性活躍推進計画】	施策3 町における女性職員の登用と管理職への登用の促進	③ 女性職員の管理職への積極的な登用の推進	女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	数値目標を設定し、女性管理職の登用や女性職員の採用を積極的にすすめる。	秘書政策課		女性管理職の割合 36.6% (R7.3月末見込み)		現状維持	積極的に女性の登用を促進する。	目標値 40% (R11.4.1時点)
34	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	① 広報や学習、教育などを通じた人権尊重についての意識啓発の推進	人権啓発事業	広報「太子」による啓発や人権学習の講座などを通して「人権尊重のまちづくり」をめざす。	住民人権課	太子町人権協会 人権擁護委員	毎年12月に関係機関と連携し、講演会を行い、令6年度は54名が参加した。	講演会に頼らない啓発が課題である。	現状維持	憲法週間や人権週間に商業施設等と連携した啓発活動や講演会などを実施し、集中的に啓発を行う。	
35	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	② 人権侵害に苦しむ人々に対する支援体制の整備	総合相談事業(人権相談)	相談支援にあたっては、近隣自治体と連携し窓口の充実を図るとともに、各関係機関と連携して状況の改善を図る。	住民人権課	河南町、千早赤阪村 大阪法務局富田林市局	令和6年度 高齢者問題2件 女性問題(DV)2件 その他2件 ・女性の人権相談員1人養成	相談員の経験値不足が課題である。	拡大	女性の人権相談員を養成する。相談員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。	
36	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	③ 性的マイノリティに対する理解促進と配慮	学校教育全般	学校教育を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努める。	教育総務課	町立幼稚園 町立小中学校	教職員研修の実施	教職員がこれまで行ってきた指導の中に性的マイノリティへの配慮が不足していることとの具体例などを学んだ。	現状維持	引き続き、学校教育を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に取り組んでいく。	
37	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	③ 性的マイノリティに対する理解促進と配慮	各事業、各業務	生涯学習を通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努める。	生涯学習課				現状維持	積極的に各事業、施設で情報の提供、関連講座の企画を行う。	
38	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	③ 性的マイノリティに対する理解促進と配慮	人権啓発事業	性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解の促進に努める。	住民人権課	太子町人権協会 人権擁護委員	令和5年度 太子町人権啓発推進大会で性の多様性について講演を行った。 参加者29名	理解促進にはワークショップが効果的である。	拡大	性的マイノリティに対する理解促進のため、研修会を行う。	
39	基本目標4 だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備	施策1 男女の人権に対する理解の促進	③ 性的マイノリティに対する理解促進と配慮	窓口業務等	性的マイノリティに配慮した対応に努める。	全課	全課	令和3年度 印鑑登録証明書 の性別欄の削除	性別の必要性は各課(事業担当課)でないとわからない。	現状維持	引き続き、各課で性別の必要性を考慮し、各種申請用紙等の性別欄を削除する。また、進捗状況を調査する必要がある。	

40	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	① 妊娠から出産・育児までの 切れ目のない支援体制の 充実	SUNSUNほっとママサポート 妊娠・出産・子育てサポート 事業	母子が健やかに生活できる よう、情報提供や相談 支援の充実を図り、妊娠 期から出産・育児に至る まで、切れ目のない支援 を行う。	いきいき健康課 保健センター	子育て支援課 教育委員会	令和6年度面談での 相談件数(延): 妊婦 140件、産婦150件、 乳児185件、幼児 260件(見込み)	母親だけでなく、父親および パートナーとの関りが少ない ため、積極的に電話や面 談、文書でもやり取りを行う 必要がある	現状維持	妊娠届出時や出産時にプ ランを作成し、妊娠期や育 児期に積極的に支援してい く。電話だけではなく、ICT の活用も考慮していく必要 あり。	
41	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	② 生涯を通じた健康維持 のための検診及び健康相談 機能の充実	個別健診、集団健診、がん 検診、成人歯科健診等 健康相談会	生涯を通じて健康で生き がいのある生活をおくるた めの正しい情報提供を行 い、健康づくりへの支援や 相談を実施する。	いきいき健康課 保健センター	保険医療課	特定健診の受診率 やがん検診の受診 率は年々増加してい る。	受診率の低迷	現状維持	個別と集団へのアプローチ を組み入れながら、できる だけ多くの人に健康づくり への支援・相談ができるよ う工夫する。	
42	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	③ 心の健康づくりの推進	心の健康相談会「こころほぐ しの会」	相談窓口の周知を行うと ともに、相談技術を備えた 人材の育成を図り、相談 機能を強化する。	いきいき健康課 保健センター	福祉課 子育て支援課 教育委員会など	令和6年度16人の相 談(見込み)があっ た。	参加後の精神的なフォロー を継続的にする必要がある	現状維持	継続フォローが必要なのか 心理士に確認し、必要な場 合は担当からアプローチし ていくよう支援する。	
43	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	③ 心の健康づくりの推進	各事業、各業務	心の健康づくりに関する 理解を広めるための啓発 活動や学習機会を提供す る。	生涯学習課		各事業、施設で情報 の提供 関連講座の開催		現状維持	積極的に各事業、施設で 情報の提供、関連講座の 企画を行う。	
44	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	④ 喫煙・ドラッグ・アルコール 依存症などに対する教育		喫煙やアルコール、ドラッ グなどの危険から住民を 守るために、とりわけ若年 層に向けて薬物等への依 存防止の啓発活動を推進 する。	福祉介護課	太子町保護司及び更 生保護女性会 太子町民生委員児童 委員協議会	7月 社会を明るく する運動啓発月間 街頭及び町立中学 校生徒に啓発(保護 司、更生保護女性 会)	啓発物配布に留まっている	現状維持	啓発に係る出前講座を今 後検討	
45	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	④ 喫煙・ドラッグ・アルコール 依存症などに対する教育	喫煙・アルコール・ドラッグ依 存症等の啓発事業	喫煙やアルコール、ドラッ グなどの危険から住民を 守るために、とりわけ若年 層に向けて薬物等への依 存防止の啓発活動を推進 する。	いきいき健康課 保健センター	富田林保健所	各関係機関へのポ スター掲示の依頼 や広報記事への掲 載、チラシの配布を 行った。	喫煙やアルコール依存の啓 発はしているが、ドラッグ依 存への啓発はなかなかでき ていない。	現状維持	とくどく健診などの時を利用 して喫煙・アルコールにつ いての健康被害について の啓発を行っていく。	
46	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策2 生涯を通じた健康に対する 総合的な支援	④ 喫煙・ドラッグ・アルコール 依存症などに対する教育		喫煙やアルコール、ドラッ グなどの危険から住民を 守るために、とりわけ若年 層に向けて薬物等への依 存防止の啓発活動を推進 する。	教育総務課	町立小中学校	各学校において、 「お薬教室」や「薬物 乱用防止教室」を実 施した。	授業時数確保のため、各教 室を実施するときの日程調 整や講師選定。	現状維持	引き続き、若年層に向けて 薬物等への依存防止の啓 発活動を推進していく。	
47	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへ の自立支援	① 障がいのある人が地域 で自立して安定した暮らしを していくための支援体制の充 実	障がい者自立支援給付等事 業	障がいのある人が地域の 中で安定した生活を営む ことができるよう、障がい 福祉の充実を図る。	福祉介護課	社会福祉協議会 子ども家庭センター 医療機関 障がい者自立支援訓 練施設など	包括支援体制の充 実	障がい者が抱える複合的な 課題の解決	現状維持	庁内及び社会福祉協議会 連携強化によるワンストッ プサービス体制の強化	
48	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへ の自立支援	② 援助を必要とする高齢者 を地域で支える体制の構築	・元氣ぐんぐんトレーニング ・高齢者交流サロン推進事 業 (重層的支援体制整備事業)	地域における介護予防活 動、居場所づくり、見守り 体制の充実を図り、高齢 者の自立生活を支援す る。	いきいき健康課 地域包括支援セン ター	太子町社会福祉協議 会	介護予防体操(元氣 ぐんぐん体操24か 所・実人数281人)や 高齢者交流サロン (11か所、延べ9290 人)。サロンについ ては男性:女性=2: 8の割合。	新しい参加者層の取り込み と男性の参加者を増やすこ とが必要。	現状維持	新規者や男性も参加しや すい事業内容を検討し、地 域のグループの活躍を支 援する。	
49	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへ の自立支援	③ 在宅介護・看護に対する 支援体制の充実	窓口業務等	ホームヘルパーや訪問看 護の制度の充実を図ると ともに、在宅介護や看護を 支える制度の情報提供に 努める。	福祉介護課		住民主体の生活支 援活動団体(有償ボ ランティア)で、男性 も参加している。	経験が乏しいこともあるの で、知識、技術の習得できる 場が必要。	現状維持	会合やイベントのときに情 報提供、周知啓発する。	

50	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策3 援助を必要とする人たちへ の自立支援	③ 在宅介護・看護に対する 支援体制の充実		ホームヘルパーや訪問看 護の制度の充実を図ると ともに、在宅介護や看護を 支える制度の情報提供に 努める。	福祉介護課	社会福祉協議会 民生委員児童委員 いきいき健康課 医療機関など	包括支援体制の充 実		現状維持	町、民生委員児童委員及 び社会福祉協議会連携に よる一体的な見守り体制の 構築	
51	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	① ひとり親家庭等の生活の 安定と社会福祉の充実		子どもの健やかな成長が 実現できるよう、育児・家 事支援など、総合的な支 援を充実させることで、生 活上の困難な状況を改善 する。	子育て支援課	大阪府、ヘルパー委託 事業所、短期入所委託 事業所、 子育てポラン ティア 。	ひとり親世帯への児 童扶養手当給付(大 阪府)。保護者のレ スパイト等のための ヘルパー等派遣、短 期入所サービスの 提供。 事業所の確保。	短期入所の利用について、 通園通学ができる範囲での 委託先事業所を確保する必 要がある。また、食の確保が できる事業が必要。	現状維持	複数箇所確保し、緊急な対 応に備えてく。食の提供が できる居場所づくりに努め る。	
52	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	② ひとり親家庭等の就労支 援対策の促進と保育体制の 充実	地域就労支援事業	就労相談から就職情報の 提供、就労支援講習会の 開催や職業能力向上のた めの訓練などの情報提 供、就労支援を行う。	観光産業課	富田林商工会太子町 支部 雇用促進広域連携協 議会 ハローワーク河内長野 南河内地域若者サ ポートステーション 河南町	・関係機関等と連携 した合同就職面接 会&説明会の実 施。 ・出張就労相談会の 実施。 ・職業能力開発事業 の一環で 医療 事務 講座の実施。	相談窓口における実績がな いことが課題である。	現状維持	相談窓口を周知するととも に、研修等に参加すること で相談スキルの向上を図 る。	
53	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	② ひとり親家庭等の就労支 援対策の促進と保育体制の 充実		保育園における延長保育 や放課後児童会での受入 れ、地域での見守り体制 の充実などに向けて支援 を行う。	子育て支援課	保育園、認定こども園 放課後児童会	放課後児童会の開 所時間を長期休暇 時及び土曜は朝8時 から、閉所時間も平 日は午後7時までと し、保育体制の充実 を行った。	放課後児童会を夏休み等の 長期休暇時のみ利用したい 希望者が多い。	現状維持	子どもが安心して遊べる居 場所づくりに取り組んでい く。	
54	基本目標4 だれもが安心して暮らすこと のできる環境の整備	施策4 ひとり親家庭の福祉の充実	③ ひとり親家庭のネット ワークづくりの促進		特にひとり親家庭の自立 支援のための相談、情報 提供体制を充実し、ひとり 親家庭を対象に、地域で のネットワークづくりを支 援する。	子育て支援課	富田林子ども家庭セン ター生活福祉課・ 太子 町母子寡婦福祉会・社 会福祉協議会	随時、面接または電 話により、相談や情 報提供などの支援 を富田林子ども家庭 センター担当者が行 う。 社協と連携し加入を 促進する。	毎月広報等で周知している。 希望者には役場での出張相 談も受付けているが、広報を見 て相談される方は少数。	現状維持	窓口対応時などに相談 ニーズがあれば、積極的に 情報提供をしていく。	
55	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策1 配偶者等からの暴力(DV) への対策の充実	① 男女がお互いの人権意 識を高めるための啓発活動 の推進	男女共同参画推進事業	あらゆる暴力を防止する ために、様々な媒体・機会 を活用した啓発活動を推 進する。	住民人権課	太子町人権協会 人権擁護委員		様々な媒体・機会を活用した 啓発活動を推進することが 課題である。	現状維持	11月の「女性に対する暴力 をなくす運動期間」には、集 中の的に啓発を行う。	
56	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策1 配偶者等からの暴力(DV) への対策の充実	② 配偶者や元配偶者、 パートナー、恋人等からの暴 力(DV)に関する啓発・学習 機会の提供	男女共同参画推進事業	暴力の実態についての情 報を収集・分析し、暴力の 現状や対策についての啓 発・学習機会の提供を行 う。	住民人権課			暴力の実態についての情報 を収集・分析できていないこ とが問題点である。	現状維持	11月の「女性に対する暴力 をなくす運動期間」には、集 中の的に啓発を行う。	
57	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策1 配偶者等からの暴力(DV) への対策の充実	③ 暴力の被害者に対する 相談支援体制の充実	男女共同参画推進事業	被害者が安心して相談で きよう体制づくりに努 め、困難な事案につい ては、相談機関に繋ぎ、適 切な支援が受けられるよ うに努める。	住民人権課	大阪府女性相談セン ター 富田林子ども家庭セン ター	女性相談支援員を 設置した。	被害者が安心して相談でき る体制づくりと 相談窓口の周 知 が課題である。	拡大	引き続き女性相談支援員 を設置する。相談員のスキ ルアップのため、研修等に 積極的に参加する。	
58	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの 根絶 【DV防止基本計画】	施策2 セクシュアル・ハラスメントへ の対策の充実	① セクシュアル・ハラスメン トに対する理解の促進	男女共同参画推進事業	あらゆる機会においてセク シュアル・ハラスメントへの 認識・理解を深めるため の啓発・広報活動を行う。	住民人権課			積極的な啓発・広報活動を 行うことが課題である。	拡大	固定的な性別役割分担意 識に基づく言動がセクシュ アル・ハラスメントの発生の 原因や背景にもなることな どを周知する。	

59	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策2 セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実	② セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実	総合相談事業(人権相談) 人権啓発事業	相談窓口の周知を図るとともに質の向上を図る。また、事業者に対し、職場の相談支援体制の充実を求める。	住民人権課	河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会 ハローワーク河内長野	令和6年度 高齢者問題2件 女性問題(DV)2件 その他2件 ・女性の人権相談員1人養成	相談窓口を周知することが課題である。 相談員の経験値不足が課題である。	拡大	女性の人権相談員を養成する。相談員のスキルアップのため、研修等に積極的に参加する。	
60	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策2 セクシュアル・ハラスメントへの対策の充実	② セクシュアル・ハラスメントに対する相談支援体制の充実	商工業振興管理事業	相談窓口の周知を図るとともに質の向上を図る。また、事業者に対し、職場の相談支援体制の充実を求める。	観光産業課	富田林商工会太子町支部 雇用促進広域連携協議会 ハローワーク河内長野	・関係機関等と連携した合同就職面接会&説明会において「職場のお悩み相談」の実施。 ・雇用促進広域連携協議会で労働関連セミナーの実施。	相談窓口における実績がないことが課題である。	現状維持	相談窓口を周知するとともに、研修等に参加することで相談スキルの向上を図る。	
61	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化	① 被害者及び被害者の同伴者に対する一時保護機関の紹介	男女共同参画推進事業	さらなる被害を防ぎ、安全な生活を確保するために、本人の意思を尊重した上で、一時保護機関へ繋げる。	住民人権課	各課 富田林子ども家庭センター		職員の体制づくりが課題である。	現状維持	相談者の安全確保を最優先に考え、必要に応じて専門機関に繋げるサポートを行う。	
62	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化	② 継続した保護体制の整備	戸籍住民登録事業 住民基本台帳事務における支援措置業務	加害者が被害者の個人情報等を得られないよう、徹底した配慮をおこなう。	住民人権課	富田林警察署		支援を求められやすい体制づくりが課題である。	現状維持	被害者の住所が特定されないよう、住民票や戸籍附表の閲覧制限等を実施する。	
63	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策3 あらゆる暴力・ハラスメントに対する保護体制の整備と自立支援の強化	③ 被害者の自立生活促進に向けた支援体制の整備	男女共同参画推進事業	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	住民人権課	各課 富田林子ども家庭センター ハローワーク河内長野 大阪府等		職員の体制づくりが課題である。	現状維持	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	
64	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策4 関係機関との連携	① 国及び大阪府との連携・協力体制の強化	男女共同参画推進事業	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	住民人権課	国、大阪府 大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議		職員の体制づくりが課題である。	現状維持	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	
65	基本目標5 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【DV防止基本計画】	施策4 関係機関との連携	② 配偶者暴力支援センターとの連携強化	男女共同参画推進事業	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	住民人権課	各課 富田林子ども家庭センター 大阪府女性相談センター		職員の体制づくりが課題である。	現状維持	各課、関係機関等との連絡調整を行う。	

別表1

(太子町)

地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用(令和7年3月31日現在)

合 計	広域の審議会を除く審議会	審議会等数	22	うち 女性委員の いる審議会数	16	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)
						259	66	25.5
合 計	広域の審議会	審議会等数		うち 女性委員の いる審議会数				

(内訳) * 広域の審議会に該当する場合は、備考に「広域」とご記入ください。また、1～33の審議会等で設置していないものがありましたら「-」(半角のハイフン)をご記入ください。

	審議会等名	設置根拠	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性の割合 (%)	備考
1	市町村防災会議 (会長含む)	災害対策基本法第16条	21	3	14.3	自治防災課
	市町村防災会議 (委員のみ)	災害対策基本法第16条	20	3	15.0	自治防災課
2	民生委員推薦会	民生委員法第5条	7	0	0.0	福祉介護課
3	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	9	2	22.2	保険医療課
4	地方社会福祉審議会	社会福祉法第7条				
5	障害者に関する審議会その他の合議制の機	障害者基本法第36条	15	4	26.7	福祉介護課
6	公害健康被害認定審査会	公害健康被害の補償等に関する法律第44条				
7	保健所運営協議会	地域保健法第11条				
8	損害評価会(農協が設置したものを除く)	農業災害補償法第12条				
9	漁港管理会	漁港漁場整備法第27条				
10	地方港湾審議会	港湾法第35条の2				
11	水防協議会	水防法第26条				
12	土地区画整理審議会	土地区画整理法第56条				
13	建築審査会	建築基準法第78条				
14	介護認定審査会	介護保険法第14条	27	8	29.6	福祉介護課
15	環境審議会	環境基本法第44条				
16	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7				
17	中央卸売市場開設運営協議会	卸売市場法第13条				
18	地方青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法第1条				
19	市町村交通安全対策会議	交通安全対策基本法第18条				
20	市町村児童福祉審議会	児童福祉法第8条				
21	公民館運営審議会	社会教育法第29条				
22	社会教育委員会	社会教育法第15条、第17条の2	8	3	37.5	生涯学習課
23	スポーツ推進審議会	スポーツ基本法第31条				
24	図書館協議会	図書館法第14条				
25	地方文化財保護審議会	文化財保護法第190条				
26	博物館協議会	博物館法第20条				
27	市町村都市計画審議会	都市計画法第77条の2	10	1	10.0	地域整備課
28	開発審査会	都市計画法第78条				
29	農村地域工業等導入促進に関する審議会 (名称は自治体によって異なる)	農村地域工業等導入促進法第18条の2				
30	自転車等駐車対策協議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的				
31	地域審議会	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4				
32	市町村国民保護協議会	武力攻撃等における国民の保護のための措置に関する法律	19	2	10.5	自治防災課
33	障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法第15条				
34	表彰審査委員		5	0	0.0	秘書政策課
35	特別職報酬等審議会委員					
36	固定資産評価員		1	0	0.0	税務課
37	学校給食運営委員		10	6	60.0	学校給食C
38	いのち支える自殺対策協議会		15	6	40.0	いきいき健康課
39	人権尊重のまちづくり審議会		10	8	80.0	住民人権課
40	公務災害補償等認定委員会		5	0	0.0	秘書政策課
41	公務災害補償等審査会		3	1	33.3	秘書政策課
42	健康づくり推進会議		19	8	42.1	いきいき健康課
43	子ども・子育て会議委員		12	7	58.3	子育て支援
44	情報公開審査会		5	0	0.0	総務財政課
45	個人情報保護審査会		5	0	0.0	総務財政課
46	空家等対策協議会	空家法第7条第1項	9	1	11.1	地域整備課
47	総合計画審議会	地方自治法第138条の4第3項	19	4	21.1	秘書政策課
48	地域公共交通会議	地域公共交通の活性化及び再生に係る法律第6条	25	2	8.0	秘書政策課

記入上の注意

- 上記に掲げた審議会等は代表的なものであり、これ以外にも多数存在します。(参考1)の例示を参照し、各市区町村で設置されているものがあれば46以下に記入してください。
また、市町村独自の条例に基づき市町村の付属機関として設置され、その条例によって担当することを定められた案件に関して、市町村に代わり調停や審査を行ったり審議や調査を行い、最終的にその会でまとめた結果が執行機関(市町村)に報告されてその後の施策に活かされているような会があれば、それらも「審議会等」に含まれます。46以下に記入してください。

* 地方自治法第202条の3・・・「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。」
この「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」が本調査で対象としている「審議会等」の範囲です。
すなわち、法律や政令、条例に基づき設置された会でも、設置根拠となる条文の中で調停、審査、審議、調査などを行うと定められていなければ「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」であるといえず、本調査の調査対象となる「審議会等」にはなりません。
(条例で定められた会の設置目的が、委員間の業務連絡や役割分担調整、業務で必要な情報交換などとなっているものは審議会等に含まれません。)

- 複数市(区)町村にまたがる広域の審議会については、当該審議会の事務局が所在する市(区)町村が全委員分をまとめて記入し、備考欄に広域(関係市(区)町村名)を明記してください。
事務局が管内に所在しない市(区)町村では、当該審議会等に管内出身の委員等が含まれる場合でも、都道府県単位で集計する際に人数が重複してしまうことを避けるため、記入しないでください。

別表2

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用（令和7年3月31日現在）

*広域で委員会等を設置している場合は、当該委員会等の備考欄に必ず「広域」と記入してください。

	委員会、委員名	委員総数(人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	教育総務課
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	住民人権課
3	人事委員会				
4	監査委員	2	0	0.0	総務財政課
5	農業委員会	17	4	23.5	環境農林課
6	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	総務財政課
	広域でない委員会の委員数合計	31	6	19.4	
	広域の委員会の委員数合計	0	0		

*設置していない委員会がありましたら「委員総数」及び「うち 女性委員数」に「0」を記入してください。

広域でない委員会等

委員会等数	5
うち 女性委員のいる委員会数	2

広域の委員会等

委員会等数	0
うち 女性委員のいる委員会数	0

記入上の注意

1. 複数市区町村にまたがる広域の委員会等については、当該委員会等の事務局が所在する市区町村が全委員分をまとめて記入し、備考欄に「広域」と明記してください。
2. 事務局が管内に所在しない市区町村では、当該委員会等に管内出身の委員等が含まれる場合でも、都道府県単位で集計する際に人数が重複してしまうことを避けるため、記入しないでください。